

フェノキシメチルペニシリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年7月14日～令和3年8月12日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

| | 頂いた意見・情報 | 食品安全委員会の回答 |
|---|---|--|
| 1 | <p>1日当たりの成分摂取量はADIに比してわずかであるとはいえ、抗生物質が家畜に影響を及ぼしたことは間違いなく、よって、抗生物質の影響を受けた家畜の肉や乳を摂取するヒトにも何らかの影響を及ぼすであろうし、家畜に認められた抗生物質はこれだけではない現状からすると、「その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」という結論にはならないはず。</p> | <p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本成分については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定）に基づき評価を行ったものです。本成分が家畜に使用され食品に残留する場合の、ヒトへの影響については、ご指摘の通り、本成分の推定摂取量が、EMEAにて設定された最大許容摂取量と比べ僅かであることから、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えました。</p> |

※頂いたものをそのまま掲載しています。